

埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要綱（改正後全文）

（趣旨）

第1条 県は、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の健全な発達を支援することを目的として、市町村（地方自治法第252条の19第1項の指定都市を除く。以下同じ。）が行う補聴器購入費の一部を助成する事業に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、「補聴器購入費」とは、新たに補聴器を購入する経費又は別表に定める耐用年数が経過した後に補聴器を更新する経費をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業は、「埼玉県難聴児補聴器購入助成事業実施要領（平成24年4月19日埼玉県福祉部長決裁）」に基づき、市町村が行う補聴器購入費の一部を助成する事業とする。

（補助対象経費）

第4条 補助の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）のうち、補聴器購入費とする。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

- （1）補聴器購入費として市町村が必要と認める額と別表に定める1台当たりの基準価格の100分の106に相当する額とを比較して少ない方の額を選定する。
- （2）前号により選定された額に3分の2を乗じた額から寄附金その他の収入額を控除した額に2分の1を乗じた額の範囲内で知事が定める額を補助する。ただし、算定した金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- （1）所要額調書（別紙1）
- （2）積算内訳書（別紙2）

（補助金の変更交付申請）

第7条 市町村は、補助事業の内容等を変更しようとする場合は、事前に別記第2号様式による補助金交付変更申請書に、次に掲げる書類を添えて知事に提出し承認を受けなければならない。ただし、軽微な減額変更（補助金交付決定額の20パーセントを超えない減額変更をしようとする場合をいう。）は、この限りでない。

- （1）変更所要額調書（別紙3）

(2) 積算内訳書 (別紙2)

(補助の条件)

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的に反して使用してはならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金中止(廃止)承認申請書を提出し、知事の承認を受けること。
- (3) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理は、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出に関する証拠書類を整理するとともに、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しておかなければならないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、補助事業の遂行上知事が必要があると認めた事項

(補助金の交付決定の通知)

第9条 知事は、第6条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該市町村に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があると知事が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第10条 市町村は、別記第4号様式による実績報告書に、次に掲げる書類を添えて補助事業の完了の日(第8条第2号により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を受けようとする会計年度の3月31日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 精算額調書 (別紙4)
- (2) 積算内訳書 (別紙2)

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、前条に規定する補助金実績報告を受け、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 市町村は、補助金の支払いをうけようとするときは、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた後、別記第5号様式による補助金精算払請求書を知事に提出するものとする。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条に規定する補助金の請求を受けた場合は、補助金を支払うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月19日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月24日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表(第5条関係)

補聴器の種類	1台当たりの基準価格 (円)	基準価格に含まれるもの	耐用年数
軽度・中等度難聴用ポケット型	50,600 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②イヤーマールド (注)イヤーマールドを必要としない場合は、基準価格から9,000円を除く。	原則として 5年
軽度・中等度難聴用耳かけ型	52,900 円		
高度難聴用ポケット型	50,600 円		
高度難聴用耳かけ型	52,900 円		
重度難聴用ポケット型	64,800 円		
重度難聴用耳かけ型	76,300 円		
耳あな型(レディメイド)	96,000 円		
耳あな型(オーダーメイド)	137,000 円	補聴器本体(電池を含む。)	
骨導式ポケット型	70,100 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②骨導レシーバー ③ヘッドバンド	
骨導式眼鏡型	127,200 円	①補聴器本体(電池を含む。) ②平面レンズ (注)平面レンズを必要としない場合は、基準価格から1枚につき3,600円を除く。	
FM型補聴器(デジタル無線方式のものを含む。)を必要とする場合は、基準価格の範囲内で必要な額を加算することができる。		①受信機 80,000 円 ②ワイヤレスマイク(充電電池を含む。)98,000 円 ③オーディオシュー5,000 円 (注)ワイヤレスマイクは1台のみ。	

別記

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

（あて先）
埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

補 助 金 交 付 申 請 書

埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要綱第6条の規定により、 年度埼玉県難聴
児補聴器購入助成事業費補助金の交付を下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 所要額調書（別紙1）
- （2） 積算内訳書（別紙2）

（あて先）
埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

補 助 金 交 付 変 更 申 請 書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました 年度
埼玉県難聴児補聴器購入助成事業の内容等を変更したいので、埼玉県難聴児補聴器購入助成事業
費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 | 変更後の交付申請額 | 円 |
| 3 | 差引き増減額 | 円 |
| 4 | 変更事項及び理由 | |
| 5 | 添付書類 | |
| | (1) 変更所要額調書（別紙3） | |
| | (2) 積算内訳書（別紙2） | |

（あて先）
埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

補 助 金 中 止（廃止）承 認 申 請 書

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けました 年度埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金について、下記のとおり中止（廃止）したいので、埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金交付要綱第8条第2号の規定により、申請します。

記

1 中止又は廃止の理由

2 中止の期間又は廃止の時期

（あて先）
埼玉県知事

申請者 住 所

氏 名

実 績 報 告 書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました 年
度埼玉県難聴児補聴器購入助成事業を完了しましたので、埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費交
付要綱第10条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- | | | |
|---|----------------|---|
| 1 | 補助金既交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金精算額 | 円 |
| 3 | 差引き過不足額 | 円 |
| 4 | 添付書類 | |
| | (1) 精算額調書（別紙4） | |
| | (2) 積算内訳書（別紙2） | |

（あて先）
埼玉県知事

請求者 住 所

氏 名

補 助 金 精 算 払 請 求 書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付額の確定通知を受けました
年度埼玉県難聴児補聴器購入助成事業費補助金の支払いを受けたいので、埼玉県難聴児補聴
器購入助成事業費交付要綱第12条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 円

2 補助金については、下記の口座に振り込んでください。

債権者コード _____

金融機関名	銀行・信用金庫・JA（農協） 本店・支店・支所
預金種別	1 普通 2 当座
口座番号	
フリガナ	
口座名義人	